

パブリックコメント閲覧用

「逗子市火災予防条例の一部改正」
について意見を募集しています。

募集期間

平成 26 年 4 月 1 日（火）

～平成 26 年 4 月 30 日（水）

逗子市消防本部消防予防課

「逗子市火災予防条例の一部改正」について意見を募集します。

平成25年8月に京都府で発生した福知山花火大会火災を踏まえ、消防法施行令の一部を改正する政令が公布にされたことにより、逗子市火災予防条例の一部を改正する準備を進めています。

このことにより、逗子市火災予防条例の一部改正について、市民の皆様からの意見を募集します。

募集期間 2014 年（平成 26 年）4 月 1 日（火）～2014 年平成 26 年 4 月 30 日（水）

閲覧方法

●市ホームページ

●閲覧場所：逗子市消防本部（庁舎 1 階ホール）、情報公開課（市役所 1 階）、図書館、小坪公民館、沼間公民館、青少年会館、逗子アリーナ、逗子文化プラザホール、市民交流センター、高齢者センター

●意見を提出できる方 市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所など有する方

この案件に対して意見を提出しようとする方は、次の要領により意見を提出してください。
なお、提出する意見には氏名、住所（法人その他の団体については名称、代表者の氏名及び所在地）及び連絡先を付記してください。

また、電話又は口頭での意見の受付は致しませんのでご了承ください。

●様式：任意の様式に「逗子市火災予防条例の一部改正への意見」と明記してください。

1 持参場所 逗子市消防本部消防予防課（庁舎 3 階）午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分

2 郵 送 〒249-0005 逗子市桜山 2-3-31「逗子市消防本部消防予防課」宛

3 ファクシミリ 046-872-4330

4 Eメール yobou@city.zushi.kanagawa.jp

※添付ファイルは不可。メールを本文にご記入してください。

5 そ の 他 意見に付記された氏名、住所等の個人情報は、いただいたご意見の内容や趣旨等を確認する場合に使用します。個人情報をパブリックコメント手続きの業務に係る目的以外に使用することはありません。

※提出されたご意見などの原稿等の返却はしません。

●結果の公表 皆様からお寄せいただいたご意見は、本市の考え方とともに、後日ホームページ等で公表する予定です。意見は個人情報を除き、公開される可能性がありますのであらかじめご承知おきください。また、個別の回答は致しませんのでご了承ください。

問い合わせ先：逗子市消防本部消防予防課 TEL046-871-4326

「逗子市火災予防条例の一部改正」について

1 趣旨

逗子市火災予防条例の一部改正について

2 概要

消防法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 368 号）が公布されたことにより、逗子市火災予防条例の一部を改正する準備を進めています。

今回の改正は、平成 25 年 8 月に京都府で発生した福知山花火大会火災を踏まえ、火を使用する器具及び火の使用に際し、火災の発生のおそれのある器具を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用する規定が整備されました。

3 改正案

(1) 第 18 条（液体燃料を使用する器具）

ア 現行

液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(9) 略

イ 改正案

液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(9) 略

(9)の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用すること。

(2) 第 19 条（固体燃料を使用する器具）

ア 現行

固体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(2) 略

2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第 1 項第 1 号から第 9 号までの規定を準用する。

イ 改正案

固体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(2) 略

2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準について

は、前条第1項第1号から第9号の2までの規定を準用する。

(3) 第21条（電気を熱源とする器具）

ア 現行

電気を熱源とする器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(2) 略

- 2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで及び第9号の規定(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあっては、同項第2号及び第5号から第7号までの規定に限る。)を準用する。

イ 改正案

電気を熱源とする器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(2) 略

- 2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2の規定(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあっては、同項第2号及び第5号から第7号までの規定に限る。)を準用する。

(4) 第22条（使用に際し火災の発生のおそれのある器具）

ア 現行

火消しつぼその他使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで及び第9号の規定を準用する。

イ 改正案

火消しつぼその他使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2の規定を準用する。